

農振除外願出に必要な書類について

令和5年12月 改正

◎:必ず添付 ○:該当する場合に添付

	添付書類の名称	区分	備考
1	農振除外願	◎	・参考様式による (農業振興地域整備計画における農用地利用計画の農用地区域からの除外願)
2	土地改良区の意見書	○	願出地で土地改良事業が実施されている場合。 ・土地改良区で意見書をもらってください。
3	委任状	○	手続きを行政書士等に委任している場合。
4	住民票または戸籍の附表	◎	・願出者、譲受人の住民票等
5	位置図	◎	・縮尺1000分の1～5000分の1図面。住宅地図も可。 ・願出地を色塗りで明示。
6	登記簿(写し可)	◎	・全部事項証明書等、願出地の表示・権利内容が分かる書類。
7	公図(写し可)	◎	・願出地及び隣接地の「地目」「所有者」「耕作者」を明記。 ・分筆を必要とする場合は、その予定線を記載。 ・除外により田の残地が生じる場合、取水・排水・農業機械進入経路を記載。 (分割前、分割後とも)
8	事業計画書	○	個人住宅建築以外が目的の場合。(参考様式による) ・目的や必要性、必要な面積が分かるように記載。
9	住宅等利用計画書	○	個人住宅建築等が目的の場合。(参考様式による) ・目的や必要性、必要な面積が分かるように記載。 ・住宅建築が、緊急かつ必要であることが確認できるよう詳細に記載ください。 ・原則として500㎡以内。500㎡を超える場合は、その詳細が確認できる資料を添付してください。
10	土地利用計画図	◎	・場所、位置、面積等の転用目的が分かる平面図等。 ・雨水排水や汚水排水の流路を図示。 ・空白のスペースがあればその利用方法を記載。 ・資材置場等でも利用方法を記載。
11	既存地の利用状況図	○	既存地がある場合。 ・農振除外前後の既存地の利用状況を図示。(既存地の一部でも、除外目的での利用が可能であれば、除外面積を減らせないか検討する。) ・既存地で除外目的の事業ができない理由を記載。
12	自己所有地の位置図	○	既存地以外に自己所有地(農地含む)がある場合。 ・自己所有地の農地以外の部分がないか、その一部を利用して除外目的の事業ができない理由を記載。 ・農家分家住宅(本家の農作業の手伝いをする)の場合、耕作農地の位置を確認できる位置図。
13	代替性検討図	◎	・願出地を選定するにあたり、検討した範囲や基点を図示し、その範囲、基点とした理由を記載。 ・その範囲内で検討した自己所有地以外の非農地や農用地区域外農地を図示し、利用できない理由を記載。 ・設定した基点と検討範囲の理由を記載。願出地を基点としないこと。
14	排水計画書	○	3000㎡以上の規模の場合(既存地と一体的に利用して超える場合も含む) ・排水処理計画または農業用排水路等の土地改良施設等へ影響がないことを示した書面。 ・流量計算書やオリフィス断面図等。 ・下流排水路に溢水被害が生じないよう土地改良区や県農林振興センターと事前協議し、協議内容を記載した書類。
15	始末書、経緯書	○	現在無断転用している場合。 ・いつ頃からどういう理由で、どのように利用していたかを詳細に記載。
16	法人の登記事項証明書・定款(写し可)	○	転用事業者が法人の場合。
17	関係法令の許可書・資格証明書等(写し可)	○	転用しようとする目的の事業において他法令の資格・許可等が必要な場合。 例:宅地建物取引証明書、建設業許可書、砂利採取許可書等。
18	不動産売買契約書の雛形、業務提携書(写し可)	○	注文分譲住宅用地が目的の場合 ・契約書に土地と建物を同時に引渡す旨を明記。 ・造成と建設を別の企業が行う場合は業務提携書。
19	周辺の共同住宅の入居状況	○	共同住宅用地が目的の場合。 ・周辺で共同住宅が不足していることを説明。 ・周辺の入居状況(空室数/全室数)を図示する等。
20	過去の注文住宅の棟上げ状況	○	譲受人が過去に農地転用を受け注文住宅を分譲している場合。 ・その位置、全区画数、棟上げに達している数を記載。
21	その他の書類	△	農地転用許可基準をはじめとする農振除外同意基準の要件を審査するうえで必要な書類

【提出部数】 6部 正本(原本)1部、副本(コピー)5部 ※ホッチキスはせずにクリップで留めてください。

【提出時期】 1月、3月、5月、7月、9月、11月の1日～20日まで ※20日が土日等の場合は翌日